

東北厚生局の業務概要

(平成26年度ダイジェスト)

厚生労働省 東北厚生局

目 次

○総務課	1~2
○企画調整課	3
○年金管理課	4~5
○健康福祉課	6~20
○医事課	21~23
○食品衛生課	24~25
○保険年金課	26~27
○管理課	28~29
○医療課	30
○調査課	31
○福祉指導課	32~33
○指導監査課・各県事務所	34~35
○社会保険審査官	36
○麻薬取締部	37

【総務課】

1 行政文書開示請求業務

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開示請求件数	564	437	590	601	561
開示件数	543	430	584	583	545

2 保有個人情報開示請求業務

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開示請求件数	0	3	0	0	0
開示件数	0	3	0	0	0

3 国家試験業務

受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っており、平成26年度においては、6種の国家試験を実施しました。

なお、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、管理栄養士国家試験については平成23年度実施分より市場化テストの対象事業となったため、東北厚生局では実施していません。

医師国家試験

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出願者数（名）	590	573	586	631	705
受験者数（名）	575	556	574	606	670
合格者数（名）	525	516	525	576	630
合格率（％）	91.3	92.8	91.5	95.0	94.0

歯科医師国家試験

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出願者数（名）	302	275	284	280	265
受験者数（名）	225	203	220	212	194
合格者数（名）	161	154	153	108	105
合格率（％）	71.6	75.9	69.5	50.9	54.1

保健師国家試験

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出願者数（名）	1,083	1,036	1,198	1,193	1,228
受験者数（名）	1,071	1,023	1,181	1,174	1,216
合格者数（名）	947	923	1,153	1,082	1,213
合格率（％）	88.4	90.2	97.6	92.2	99.8

助産師国家試験

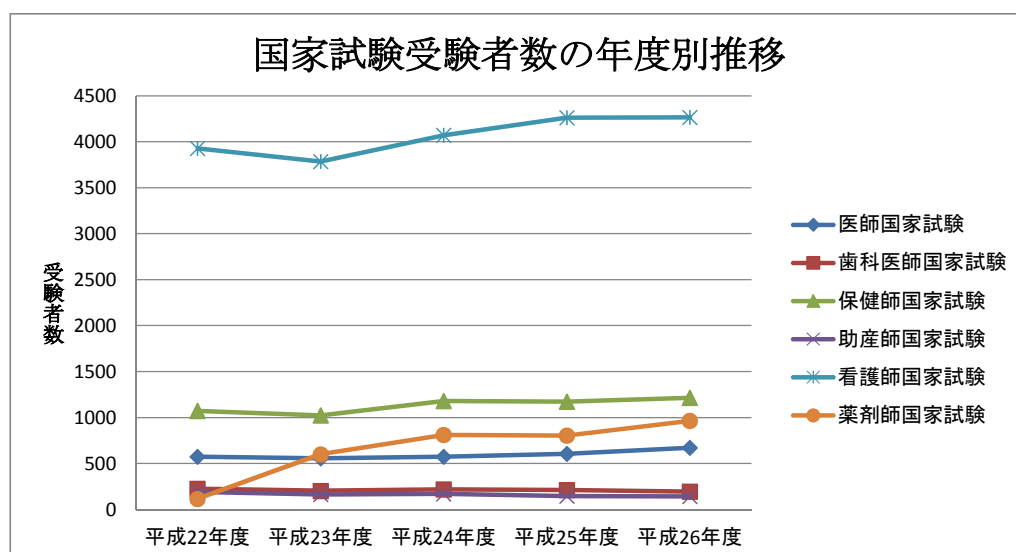
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出願者数 (名)	190	163	169	147	142
受験者数 (名)	190	162	169	144	141
合格者数 (名)	185	153	168	142	131
合格率 (%)	97.4	94.4	99.4	98.6	92.9

看護師国家試験

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出願者数 (名)	3,983	3,812	4,114	4,257	4,290
受験者数 (名)	3,927	3,786	4,070	4,263	4,257
合格者数 (名)	3,570	3,358	3,573	3,767	3,806
合格率 (%)	90.9	88.7	87.8	88.4	89.4

薬剤師国家試験

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出願者数 (名)	140	679	959	1,005	1,168
受験者数 (名)	116	600	811	805	974
合格者数 (名)	29	543	653	487	578
合格率 (%)	25.0	90.5	80.5	60.5	59.3



4 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却

社会保険庁廃止に伴い、それまで社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった38件の国有財産について、国有財産法第8条及び国有財産施行令第4条に基づき、平成22年1月1日より財産を適切に維持管理し、売却へ向けた手続きを行うことになりました。

(単位：物件)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
管理物件数 (年度当初)	38	38	38	21	21
管理完了件数	売却	0	0	4	7
	解体撤去	0	0	2	0
貸付件数※	有償貸付	4	4	4	2
	無償貸付	1	1	1	1

※有償貸付は電柱又は支線設置に係る貸付。無償貸付は市道としての貸付

【企画調整課】

1 「国民の皆様の声」の集計業務

東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」については、案件ごとに集計し、厚生労働省の担当部局に毎月報告しています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
報告件数	33	23	12	9	13

2 東北地方社会保険医療協議会

東北地方社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法第1条第2項に基づき東北厚生局に設置された機関であり、主に保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議しています。

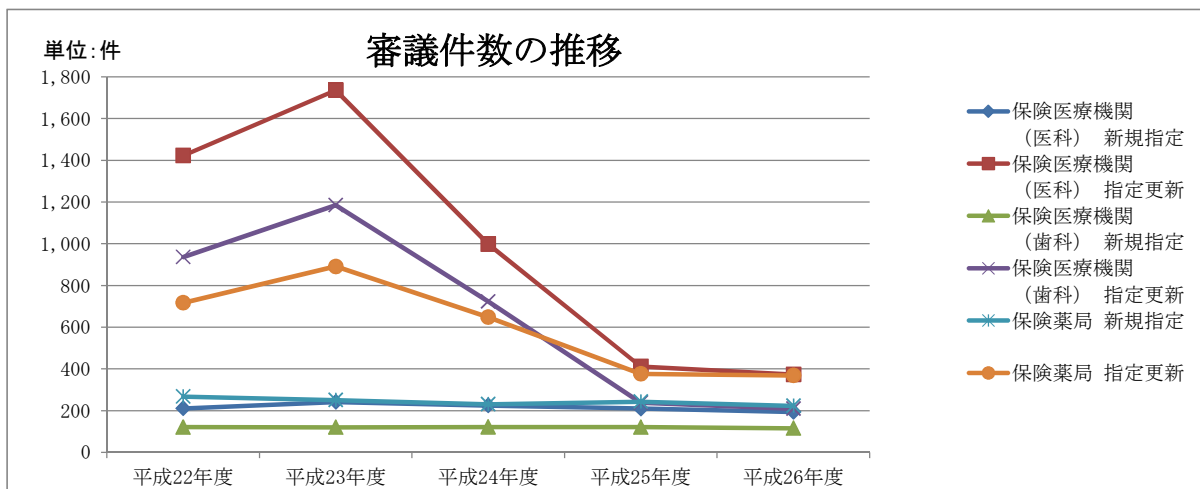
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数		3	3	5	3	3
取消又は取消相当等の個別審議案件数	保険医療機関(医科)関係	1	6	7	0	0
	保険医療機関(歯科)関係	0	4	5	5	3
	保険薬局関係	1	1	3	0	2

3 部会における審議件数

社会保険医療協議会令第1条第1項の規定に基づき、東北厚生局では各県ごとに部会を置いているところであり、毎月1回の開催において、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議を行っています。

(単位：件)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険医療機関(医科)	新規指定	211	241	225	210	194
	指定更新	1,422	1,735	997	411	373
保険医療機関(歯科)	新規指定	121	120	122	121	116
	指定更新	936	1,185	723	238	209
保険薬局	新規指定	267	250	230	243	223
	指定更新	717	891	648	376	368
合計	新規指定	599	611	577	574	533
	指定更新	3,075	3,811	2,368	1,025	950



【年金管理課】

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

日本年金機構が滞納処分を行うに当たっては、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならないと規定されており、東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可要領に基づき認可しています。

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
厚生年金保険	申請回数	204	212	224	209	179
	認可回数	204	212	224	209	179
国民年金	申請回数	78	102	90	93	109
	認可回数	78	102	90	93	109
計	申請回数	282	314	314	302	288
	認可回数	282	314	314	302	288

2 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

日本年金機構が行う滞納処分については機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務については機構の「収納職員」が行うことと規定されており、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される認可申請について、認可要領に基づき認可しています。

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
徴収職員	申請回数	11	12	7	8	6
	認可回数	11	12	7	8	6
収納職員	申請回数	11	12	7	8	6
	認可回数	11	12	7	8	6

3 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

日本年金機構が立入検査等を行うに当たっては、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならないと規定されており、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される立入検査等の実施の認可申請について、認可要領に基づき認可しています。

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
立入検査等	申請回数	21	15	22	29	33
	認可回数	21	15	22	29	33
受給権者等に関する調査等	申請回数	6	7	2	0	1
	認可回数	6	7	2	0	1

4 社会保険労務士に関する業務

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、なお、東北厚生局においては、社会保険労務士会から会員に対して行った処分報告を受理しています。

（単位：件）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
処分報告	1	3	0	0	0

5 年金委員に関する業務

年金委員は日本年金機構法第30条に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下、「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下、「地域型」という。）を受けて、厚生労働大臣が委嘱します。
地方厚生局は、年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構ブロック本部への指示・伝達等の業務を行います。

・東北管内の年金委員数

(年度末現在委員数)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
職 域 型	12,334	12,100	11,987	11,893	11,744
地 域 型	968	964	784	834	842
計	13,302	13,064	12,771	12,727	12,586

6 国民年金事務費交付金に関する業務

基礎年金や福祉年金、特別障害給付金等に係る事務の一部は、市町村が法律によって義務付けられている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、義務はないものの公的年金制度の円滑な実施のために協力して実施する事務（以下、「協力・連携事務」という。）の2つに分けられ、国民年金事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するもので、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）

区 分	平成22年度交付額	平成23年度交付額	平成24年度交付額	平成25年度交付額	平成26年度交付額
市町村数	228	227	227	227	227
概算交付額	12億3,960万円	10億9,556万円	9億2,490万円	11億2,766万円	10億8,520万円
交付決定額	18億3,779万円	17億5,344万円	18億3,876万円	16億7,638万円	17億9,663万円
精算交付額	5億9,818万円	6億5,788万円	9億1,385万円	5億4,871万円	7億1,143万円

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値である。

② 協力・連携事務

区 分	平成22年度交付額	平成23年度交付額	平成24年度交付額	平成25年度交付額	平成26年度交付額
市町村数	228	227	227	227	227
概算交付額	1億5,402万円	5,991万円	5,749万円	1億2,455万円	1億3482万円
交付決定額	2億2,564万円	2億1,273万円	1億7,827万円	1億9,562万円	2億7174万円
精算交付額	7,162万円	1億5,282万円	1億2,077万円	7,106万円	1億3692万円

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値である。

7 学生納付特例事務法人制度に関する業務

学生納付特例事務法人制度は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行できるようにするもので、地方厚生局では、学生納付特例事務法人の指定等のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や法人指定の取消等の業務を行います。

・指定状況

(年度末現在数)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育施設数	8	10	11	10	10
法人数	10	16	19	21	25
学校数	21	30	34	38	45

【健康福祉課】

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号の規定により、組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く）について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限が委任されています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設立認可（件）	0	0	0	0	0
定款変更認可（件）	13	5	7	4	6
解散の届出の受理（件）	0	0	0	1	0
決算関係書類の受理（組合）	21	17	18	21	19
役員変更届の受理（件）	10	4	6	7	8

本業務については、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、厚生労働大臣の権限の一部が地方厚生局長に委任されています（平成19年6月より施行）。

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
三種病原体等所持届出書の受理	0	0	0	1	0
三種病原体等所持届出変更届出書の受理	3	3	3	10	6
三種病原体等輸入届出書の受理	0	0	0	0	0
立入検査(定期検査)	3	1	1	4	5
立入検査(特別検査)	0	0	0	0	0

3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により厚生労働大臣の権限の一部が地方厚生局長に委任されています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
振興計画の変更認定組合数	5	19	2	0	41

本業務については、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

都道府県及び市町村に対し、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的に、児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導自治体数	12	0	6	8	12

5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

都道府県、指定都市又は中核市（以下「県等」という。）が設置した保護施設の適正な施設運営の確保に資することを目的として、関係法令、通知に照らして施設運営が適正に行われているかを確認し、併せて運営全般について指導を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保護施設に対する指導監査（施設）	1	0	0	1	0

6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

消費生活協同組合等の設立及び定款変更等の認可は、消費生活協同組合法第97条の規定により、地区が都道府県の区域を越えるものについては厚生労働大臣の権限となっています。

消費生活協同組合法施行規則第255条の規定により、厚生労働大臣の権限に属するもののうち、1 地方厚生局の管轄区域のものについて、地方厚生（支）局長に次の業務の権限が委任されています。

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定款変更認可	1	2	0	5	4
事業報告書の受理	3	3	3	3	3
その他届出の受理	7	2	3	2	2

本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導

東北厚生局が所管する消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認し、是正又は改善を要すると認められる事項について指導を行います。

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
消費生活協同組合に対する調査指導	1	0	1	0	0

本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。(民生委員・児童委員は3年に1度一斉改選があります。)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
民生委員・児童委員の委嘱(名)	22,630	451	463	20,507	435
民生委員・児童委員の解嘱(名)	215	470	457	272	334
主任児童委員の指名(名)	2,099	2	0	2,069	43
主任児童委員の指名の解除(名)	2	1	2	23	41
感謝状の授与(名)	4,976	161	189	5,074	125
厚生労働大臣表彰(名)	26	28	30	33	31
(団体)	5	4	5	5	4
厚生労働大臣特別表彰(名)	579	10	21	611	13

9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給されます。支給を受けた方のうち、生活保護を受けている場合若しくは保護を要する状態に陥る恐れがあると福祉事務所長が認める場合、又は支給を受けた方の相続財産を管理する者で相続債権者及び受遺者への弁済のために必要な場合については、支払期日前に、全ての賦札について一定の利率で割引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

(単位:件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
買い上げを必要とする旨の証明書の交付	48	19	7	2	15

本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

10 精神保健指定医の指定等業務

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定します。また、精神障害者を入院させている精神科病院には、指定医を置くことが義務付けられています。(単位：名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定に係る本省進達 (再申請を含む)	49	39	49	43	36
指定医の証の発行(更新及び期限延長を含む)	184	183	211	167	154
指定不適合者への通知	6	4	6	1	1
指定医の証の再発行	0	7	5	3	3
辞退、変更届及び死亡届の受理	74	60	82	67	73

本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て医療機関等を指定しています。指定医療機関は、各法律の規定等に定められるところにより医療を担当します。

地方厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行います。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行います。

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関 (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	2	2	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
辞退の申出の受理	0	2	0	2	1
変更・休止等	0	0	3	9	0

・母子保健法に基づく指定養育医療機関(国の開設するものに限る) (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
辞退、変更、廃止等	0	0	0	0	1

・児童福祉法に基づく指定療育機関（国の開設するものに限る）（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
辞退、変更、廃止等	0	0	0	1	3

・生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	16
指定更新					0
変更、廃止等届出の受理	0	0	0	2	7
辞退の申出の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0

・戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定申請	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
変更、廃止等届出	0	0	0	3	0

本業務については、生活保護法に係るものを除き、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

12 補助金等の執行状況一覧

次の補助金の執行業務（交付の決定等）を行っています。

（単位：円）

補助金等名	平成 22 年度 確定額	平成 23 年度 確定額	平成 24 年度 確定額	平成 25 年度 変更後交付決定額	平成 26 年度 変更後交付決定額
結核医療費負担金	136,133,128	95,581,304	104,297,813	88,345,559	105,007,520
結核医療費補助金	10,188,113	10,056,411	9,603,338	6,215,627	8,265,584
原爆被爆者健康診断費交付金	7,787,943	7,099,942	6,622,080	7,593,103	7,463,570
原爆被爆者手当交付金	231,047,167	215,373,026	201,981,121	195,825,610	186,454,935
原爆被爆者葬祭料交付金	5,794,413	7,438,780	5,027,457	5,630,835	5,565,109
児童扶養手当給付費負担金	13,044,600,192	14,031,659,011	13,959,407,063	13,852,215,002	13,254,257,549
児童入所施設等負担金	5,008,754,287	5,128,957,688	5,391,589,347	5,535,261,711	5,668,621,064
保育所運営費負担金（※）	31,318,045,727	32,630,195,033	34,022,073,421	34,575,553,095	36,819,040,942
特別児童扶養手当事務取扱交付金	81,168,151	82,211,351	85,740,343	84,701,144	102,058,115
特別障害者手当等給付費負担金	3,262,571,535	3,211,140,655	3,162,772,547	3,138,464,100	3,118,783,177
一時保護所保護費負担金	74,880,858	79,690,485	80,947,056	87,184,395	94,402,980
婦人相談所運営費負担金	825,705	951,488	1,000,650	1,454,330	1,442,998
婦人保護施設運営費補助金	90,969,152	90,657,196	91,564,604	98,788,079	101,489,983
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	105,294,000	103,838,000	157,681,000	340,349,000	1,028,706,000
社会福祉施設等施設整備費補助金	664,479,000	441,268,000	619,847,000	729,681,000	1,335,168,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	2,003,124,000	192,358,000	162,497,000	1,543,697,000	1,415,136,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金	79,352,000	74,031,000	67,678,000	407,039,000	683,084,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	-	-	182,557,000	350,309,000	107,154,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	-	1,904,719,000	131,935,000	3,177,000	379,183,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	-	3,151,132,000	5,133,668,000	6,224,262,000	2,973,903,000
臨床研修費等補助金	1,394,526,000	1,255,000,000	1,125,288,000	1,052,097,000	955,262,000

※保育所運営費負担金の執行業務は、平成 27 年度予算分より当局の事務から外れます。

13 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

平成21年度に会計検査院が行った実地検査において、他法他施策の活用が適時適切に行われるよう是正改善を行うべき、との指摘を受けました。

こうした経過から、医療扶助について一層の適正化を図ることを目的として、平成22年度より、各地方厚生(支)局が各都道府県、指定都市、中核市に対して、生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査を実施しています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導監査自治体数	12	5	11	12	12

14 各種養成施設の指定及び監督等に関する業務

国家資格、国家試験の受験資格を付与する医療、生活衛生及び福祉分野の養成施設(養成所、養成機関)の指定や監督等を行っています。

(1) 救急救命士養成所

救急救命士とは、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	0	0	0	0
② 変更承認	0	0	3	2	1
③ 届出受理	0	0	0	0	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	1	0	0	0

(2) 臨床検査技師養成所

臨床検査技師とは臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	0	0	0	0	0
③ 届出受理	0	0	0	0	0
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(3) 理学療法士作業療法士養成施設

理学療法士とは、理学療法士の名称を用いて、また作業療法士とは、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	1	0	0	2
② 変更承認	19	19	17	15	20
③ 届出受理	2	2	1	1	3
④ 指定取消	1	0	0	0	2
⑤ 実地調査	0	1	3	4	1

(4) 視能訓練士養成所

視能訓練士とは視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	0	0	0	0
② 変更承認	1	2	1	2	1
③ 届出受理	0	0	0	0	0
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	1	0	0	0

(5) 臨床工学技士養成所

臨床工学技士とは、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	2	0	2	1	0
③ 届出受理	0	0	0	0	0
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(6) 言語聴覚士養成所

言語聴覚士とは、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	4	5	5	2	6
③ 届出受理	0	0	1	0	0
④ 指定取消	1	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、各法律に基づく業務独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規認定	0	0	0	0	0
② 変更承認	2	2	1	2	4
③ 届出受理	2	2	2	2	1
④ 認定取消	1	0	0	1	0
⑤ 実地調査	0	0	1	0	0

(8) 柔道整復師養成施設

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく業務独占の資格であり、柔道整復を業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	2	1	4	3	3
③ 届出受理	2	2	2	4	2
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	2	1	0

(9) 歯科衛生士養成所

歯科衛生士とは、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として法に定める行為を行うことを業とする者のことです。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができます。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	12	9	12	14	13
③ 届出受理	1	1	2	5	8
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	1	0	0	2	0

(10) 歯科技工士養成所

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく業務独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示により、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	0	0
② 変更承認	1	0	0	1	0
③ 届出受理	1	0	1	3	2
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	1	0

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

保健師とは、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のことです。
助産師とは助産師の名称を用いて助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子のことです。

看護師とは、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者のことです。(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	1	0	0
② 変更承認	14	24	18	23	22
③ 届出受理	14	9	8	21	19
④ 指定取消	0	0	1	0	0
⑤ 募集停止届受理	2	2	0	0	0
⑥ 実地調査	4	5	6	7	1

(12) 栄養士養成施設

栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	1	1	2
② 変更承認	6	6	2	3	3
③ 届出受理	5	3	1	3	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	3	1	1	6	2

(13) 管理栄養士養成施設

管理栄養士とは、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	0	1	1
② 変更承認	2	1	0	2	3
③ 届出受理	0	2	1	1	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	2	0	1	1	1

(14) 調理師養成施設

調理師とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者のことです。

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	0	0	1	0
② 変更承認	0	0	0	0	1
③ 届出受理	5	0	2	1	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	2	1	1	1	0

(15) 理容師・美容師養成施設

理容師とは、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者のことです。

美容師とは、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者のことです。

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定 (理容)	0	0	0	0	0
(美容)	0	0	0	0	0
② 廃止承認 (理容)	0	1	0	1	0
(美容)	0	0	0	1	0
③ 変更承認 (理容)	0	1	0	0	1
(美容)	3	2	0	1	4
④ 届出受理 (理容)	23	24	20	21	20
(美容)	23	39	40	33	27
⑤ 実地調査 (理容)	0	0	0	0	0
(美容)	0	0	0	0	1

(16) 製菓衛生師養成施設

製菓衛生師とは製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者のことです。

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	1	1	0	0
② 変更承認	0	0	0	0	0
③ 届出受理	8	2	1	2	1
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	10	1	0

(17) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられています。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規登録	1	0	0	0	1
② 登録取消受理	1	0	0	0	0
③ 届出受理	14	18	9	12	13
④ 登録取消	0	0	0	0	2
⑤ 実地調査	2	6	0	0	1

(18) 指定保育士養成施設

保育士とは、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	1	2	1	2
② 変更承認	41	6	6	9	13
③ 変更届出	9	3	13	7	9
④ 指定取消	1	0	2	1	0
⑤ 実地調査	7	3	4	3	2

(19) 社会福祉士養成施設等

社会福祉士とは、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者のことです。（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	0	1	1	1
② 変更承認	0	0	0	0	0
③ 変更届出	0	0	0	2	4
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

(20) 介護福祉士養成施設等

介護福祉士とは介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行いその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	0	1	2	1	2
② 変更承認	7	2	1	2	4
③ 変更届出	61	44	63	48	76
④ 指定取消	2	2	1	4	2
⑤ 実地調査	5	7	4	4	2

(実務者研修)

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定			5	10	16
② 変更承認			0	0	2
③ 変更届出			1	1	18

(21) 社会福祉主事養成機関等

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

(社会福祉主事養成機関)

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 新規指定	1	0	0	0	0
② 変更承認	1	0	1	0	1
③ 変更届出	6	3	7	8	3
④ 指定取消	0	2	0	0	0
⑤ 実地調査	1	1	0	0	0

(社会福祉主事指定講習会)

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 変更届出	0	0	0	0	0
② 事業報告	1	0	1	1	1

以下の養成施設に係る業務については、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

救急救命士養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設のうち、はり師・きゅう師養成施設、柔道整復師養成施設、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所、保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所、調理師養成施設、理容師・美容師養成施設、製菓衛生師養成施設、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設、社会福祉士養成施設等（文部科学大臣との共管である大学等は除く。）、介護福祉士養成施設等（文部科学大臣との共管である大学等は除く。）、社会福祉主事養成機関等、診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設、精神保健福祉士養成施設

15 看護教育に関する業務

- ・保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、特定分野において、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設で実習指導の任にある者等が、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得すること等を目的として行うものです。

- ・平成 26 年度開催実績

平成 26 年 9 月 9 日～9 月 19 日（土・日を除く 8 日間） 於：東北厚生局会議室

受講者数：30 名

本業務については、生活保護法に係るものを除き、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

16 社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系 4 年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要です。

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 実習演習科目の確認	1	1	0	0	0
② 変更届	25	25	31	40	38
③ 確認の取消し	1	1	0	1	0

17 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

東北厚生局管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理しています。

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 変更届	6	2	2	1	0
② 講習会実施届 （翌年度実施分）	24	23	21	23	22

(参考)

権限移譲に伴う健康福祉課の所掌業務

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)の施行に伴う都道府県への事務・権限移譲により、主な健康福祉課の所掌業務は以下のとおりとなっています。

平成27年3月まで

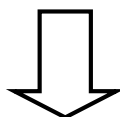
【健康福祉係】

- ・ 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合及び消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務
- ・ 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理
- ・ 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務
- ・ 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導(技術的助言)に関する業務
- ・ 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言
- ・ 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務
- ・ 特別弔慰金国庫債券の特別買上償還の証明書交付業務
- ・ 精神保健指定医の指定等業務
- ・ 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務
(生活保護法に基づく指定医療・介護機関、母子保健法に基づく指定養育医療機関、児童福祉法に基づく指定療育機関、戦傷病者特別援護法及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関)
- ・ 補助金の交付等に関する業務
- ・ 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

【保健係】

- ・ 各養成施設等(一部を除く)の指定及び監督等に関する業務
- ・ 看護教育に関する業務

※下線は権限移譲対象の業務



平成27年4月以降

【健康福祉係】

- ・ 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理
- ・ 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導(技術的助言)に関する業務
- ・ 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言
- ・ 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務
- ・ 生活保護法に基づく指定医療・介護機関の指定、監督業務(国開設に限る)
- ・ 補助金の交付等に関する業務
- ・ 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

【保健係】

- ・ 各養成施設等(一部)の指定及び監督等に関する業務
(栄養士・管理栄養士・保育士・介護福祉士(大学等文部科学省と共管のもの)・社会福祉士(社会福祉士国家試験受験資格が取得可能な大学等)・あん摩マッサージ指圧師の各養成施設に限る)

【医事課】

1 医師の臨床研修に関する業務

臨床研修病院の指定申請等に係る業務を行っています。
また、東北管内の臨床研修病院における臨床研修の質的向上に向けた取組みを行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨床研修病院（施設）	86	85	83	86	85
新規申請（件）	4	3	5	2	0
研修プログラム変更届（件）	40	34	32	38	41
臨床研修修了登録申請（件）	454	452	470	459	452
臨床研修指定病院実地調査（件）	21	10	10	16	20

2 歯科医師の臨床研修に関する業務

歯科医師臨床研修施設の指定申請等に係る業務を行っています。
また、東北管内の歯科医師臨床研修施設における臨床研修の質的向上に向けた取組みを行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
臨床研修施設（施設）	16	16	16	16	16
新規申請（件）	6	6	9	8	4
研修プログラム変更届（件）	11	5	4	7	4
歯科医師臨床研修修了登録申請（件）	136	148	169	143	166
臨床研修指定施設実地調査（施設）	2	2	2	2	3

3 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

行政処分を受けた医師又は歯科医師に対する再教育研修に関し、個別研修の事務手続きを行っています。

個別研修修了者

（単位：名）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医師	1	1	0	0	0
歯科医師	0	0	0	0	0

4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

医療観察法に基づく、指定入院医療機関・指定通院医療機関の指定、入院医療機関・通院医療機関の選定及び移送等を行っています。

指定入院医療機関

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規指定	0	0	0	0	1
廃止・辞退の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
入院医療機関の選定	13	15	26	17	28

指定通院医療機関

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規指定	14	7	8	9	13
廃止・辞退の受理	6	4	9	2	17
指定の取消	0	0	0	0	0
通院医療機関の選定	25	17	18	16	16

5 薬事監視等業務

医薬品医療機器等法に規定する医薬品製造業及び再生医療等製品製造業の許可に関する業務並びに毒物劇物取締法に規定する毒物又は劇物製造業及び輸入業の登録に関する業務を行っています。

医薬品製造業の許可関係業務

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
許可申請	0	0	0	0	0
許可更新申請	0	1	2	0	0
変更届	4	11	13	6	4
廃止届	0	1	2	0	0

再生医療等製品製造業の許可関係業務

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
許可申請					0
許可更新申請					0
変更届					0
廃止届					0

毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録業務

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規・更新登録申請等	30	13	16	12	13
変更届等	21	32	33	38	43

6 再生医療等安全性確保法に関する業務

再生医療等安全性確保法に規定する再生医療等を提供する機関の提供計画の届出（第二種、第三種）、再生医療等委員会の認定（第三種）及び細胞培養加工施設を設置する機関の許可及び届出に関する業務を行っています。

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
再生医療等提供計画の届出					0
再生医療等委員会の認定					0
細胞培養加工施設の届出・申請					2

【食品衛生課】

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察や登録検査機関の登録・査察以外に、輸出水産食品及び食肉の認定施設等への査察、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導を主な業務としています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規申請	2	0	2	0	26
一部承認変更申請	1	1	2	1	1
承認更新申請	19	19	4	16	18
承認対象品目の返上等	1	3	3	2	0
立入検査	46	43	42	32	32

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・査察業務

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録検査機関・検査施設数	12	10	11	11	11

3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定施設数	6	3	4	3	3

(2) 対EU輸出水産食品の認定加工施設への査察等

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
現地査察施設数	2	2	2	2	1
査察回数	4	4	4	3*	2

*1施設が年度途中で認定の取り消しとなったため

4 対米、対香港、対シンガポール及び対カナダ輸出食肉の認定施設等に対する査察等の業務

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
現地査察施設数	1	1	1	1	1
査察回数	12	12	12	12	12

※以下に示す認定は全て同一施設によるもの。

- (1) 対シンガポール輸出食肉に係る認定については、平成21年9月1日付
- (2) 対米輸出食肉に係る認定については、平成23年5月12日付
- (3) 対香港輸出食肉に係る認定については、平成24年3月27日付
- (4) 対カナダ輸出食肉に係る認定については、平成26年9月24日付

5 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業計画等に係る認可	2	2	2	2	2
役員選任に係る認可	2	2	3	3	1
事業計画等に係る変更認可	2	2	2	2	1
業務規程に係る変更認可	1	2	0	2	1

6 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自治体からの事例報告の受理件数	68	26	22	21	52

【保険年金課】

1 健康保険組合に関する業務

健康保険組合の健全な運営を図ることにより組合員の利益を守るため、組合が行う業務について指導監督を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導監査（組合）	12	11	11	11	11
指定健保組合の指定（組合）	0	1	1	0	0
解散・合併認可（組合）	0	3	0	0	0
規約改正等認可（件）	34	49	33	19	27
届出・報告等（件）	693	711	648	696	641
公法人証明・印鑑証明（件）	12	28	29	22	11

2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

厚生年金基金及び国民年金基金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、基金が行う業務について指導監督を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
厚年基金指導監査（基金）	11	11	6	8	1
国年基金指導監査（基金）	2	2	2	2	2
指定基金の指定（基金）	2	3	0	0	0
解散に伴う指導監査（基金）	0	0	0	0	0
解散認可実地監査（基金）	0	0	0	0	0
将来返上認可（基金）	1	0	0	1	6
過去返上認可（基金）	0	1	2	0	1
規約改正等認可（件）	87	71	79	158	154
届出・報告等（件）	442	476	607	693	444
公法人証明（件）	13	12	12	12	53

3 確定拠出年金に関する業務

確定拠出年金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、確定拠出年金実施事業所が行う業務について指導監督を行っています。

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
規約承認	33	28	49	40	29
（内新規承認）	(15)	(15)	(8)	(10)	(7)
届出報告等	125	140	153	160	228

4 確定給付企業年金に関する業務

確定給付企業年金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、確定給付企業年金実施事業所及び確定給付企業年金基金が行う業務について指導監督を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
規約承認	117	348	35	16	26
(内新規承認)	(57)	(173)	(1)	(1)	(3)
大臣承認（認可）書類の受付 進達等	186	148	53	61	59
届出報告等	458	601	814	993	1015
公法人証明	17	7	4	4	5
書面監査	—	24	122	120	120
(実地監査)	—	(6)	(48)	(40)	(40)

5 全国健康保険協会に関する業務

全国健康保険協会支部の健全な運営を図ることにより被保険者等の利益を守るため、協会支部が行う業務について指導監督を行っています。

(単位：支部)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導監査支部	2	2	2	2	2

【管理課】

1 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
証明件数	24	226	23	21	24

2 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
証明件数	18	19	19	18	19

3 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について

この業務に係る事務・権限については、平成26年6月4日に交付された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律51号）により、平成27年4月1日より、地方厚生局から主たる事務所の所在地の都道府県に移譲されました。

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定款変更認可	18	16	20	32	13
決算届受理	29	29	28	33	36
役員変更届受理	25	28	26	27	26
登記事項変更登記完了届受理	40	38	37	53	39
特別代理人選任申請	1	0	1	0	2
定款等の閲覧	8	11	11	19	12

4 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
技術的助言・指導監督	6県8市 3国保連合会	4県6市町村 2国保連合会	6県9市町 3国保連合会	6県9市町 3国保連合会	6県10市町 3国保連合会

5 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています。

(単位：広域連合)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
技術的助言・指導監督	6	4	6	6	6

6 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金の東北6県支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています。

(単位：支部)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
監督	2 (青森、宮城)	2 (秋田、山形)	2 (岩手、福島)	2 (青森、宮城)	2 (秋田、山形)

【医療課】

1 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること(平成26年度まで)

東北厚生局は、国が開設する病院等から提出された申請書、通知書の書類審査及び構造設備について、立入検査を実施しています。

(平成27年度から地方公共団体に事務・権限が移譲されました。)

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開設承認事項の変更承認	96	110	118	124	104
開設承認事項の変更に伴う 構造設備の使用承認	78	98	95	115	74
使用前検査（立入検査）	17	23	26	20	19
各種届出の受理	116	118	143	123	127

2 特定機能病院に対する立入検査業務

立入検査は、原則として管内の6施設に対して年に1回実施しています。検査にあたっては、特に①医療安全のための体制の確保等、②院内感染対策の確保等、③食中毒対策の確保等、④無資格者による医療行為、⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録、⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底、⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策、⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況、⑨広告規制違反の確認、⑩重大な医療上の事故事例、院内感染事例が発生した場合の対応等について確認するなどの指導を実施しました。

(単位：病院)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
立入検査施設	6	6	6	6	6

【調査課】（平成 26 年 4 月 1 日設置）

調査課は、保険医療機関等に関する情報の管理や指導部門における情報公開請求及び訴訟に関する業務を行っています。

1 行政文書（指導部門）開示請求業務

（1）概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求（指導部門）に係る文書特定等の業務を行っています。

（2）根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

（3）開示請求（指導部門）件数

平成 26 年度 554 件

2 訴訟業務

（1）概要

指導部門の行う業務について、提訴された場合に、法務局と連携をとりながら訴訟業務を行なっています。

（2）根拠法令

国家賠償法第 1 条第 1 項、第 2 条第 1 項、行政訴訟法第 1 条第 1 項、第 3 項

（3）訴訟（指導部門）対応件数

平成 26 年度 0 件

※参考（平成 22 年度～平成 25 年度）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訴訟対応件数	3	2	2	1

【福祉指導課】

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定款変更等認可	6	12	16	7件	19
現況報告書受理	14	15	17	19	19

2 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営についての指導監査を行います。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導監査法人数	6	1	4	8	5

3 障害者自立支援指導

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実地指導（県）	2	0	0	1	3
実地検証（市）	2	0	0	1	3

4 介護保険業務指導（自治体指導）

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等（広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」）が介護保険法第23条及び第5章の事務規定により実施する指定事務及び指導監査事務等について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導自治体数	8町村	2町村	12町	12町	6県

5 介護保険業務指導（事業所指導）

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行います。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導事業所数	8	2	12	12	0

6 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理

東北厚生局では、指定等を受けている事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所等の所在地が2以下の地方厚生局の管轄区域にとどまる事業者であって東北厚生局管轄区域に事業所等の数が多い事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理を行います。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
届出受理件数	64	0	0	2	1
届出先区分 変更件数	5	3	4	5	10
届出事項変更件数	14	13	21	43	6

7 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、東北厚生局所管の介護サービス事業者を対象に業務管理体制の整備に関する検査を行います。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、本業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

一般検査…業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的な検査。

特別検査…指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合における立入検査。

(単位：事業者)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般検査	12	10	10	9	24
特別検査	0	0	0	1	0

【指導監査課・各県事務所】

【指導・監査実施状況】

指導監査課及び県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。
指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

青森県

(単位：件)

対象機関	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度																	
	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局
集団指導	53	7	59	6	740	371	536	5	0	0	0	7	746	424	578	6	58	25	53	6														
集団的個別指導	41	46	43	△	41	43	43	△	34	47	46	△	40	42	45	△	38	44	45	△														
個別指導	31	23	23	0	25	18	23	0	21	20	21	0	12	23	23	0	21	24	23	0														
新規個別指導	19	15	18	△	12	10	34	△	5	8	20	△	17	9	17	△	15	11	26	△														
監査	0	2	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0														
施設基準等適時調査	52	0	0	0	33	0	0	0	44	0	0	0	47	0	0	0	50	0	0	0														
計	196	93	143	6	852	443	636	5	105	75	87	7	863	498	663	6	183	104	147	6														

岩手県

対象機関	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度																	
	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局
集団指導	0	0	0	0	772	597	580	0	13	14	18	0	827	606	627	75	65	41	64	12														
集団的個別指導	45	51	44	△	0	0	0	△	49	38	40	△	48	48	45	△	34	51	45	△														
個別指導	24	26	18	0	1	0	0	0	14	14	13	0	0	9	10	0	33	26	22	0														
新規個別指導	14	13	20	△	1	0	0	△	3	7	10	△	10	14	17	△	19	8	15	△														
監査	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0														
施設基準等適時調査	50	0	0	0	20	0	0	0	45	0	0	0	41	0	0	0	50	0	0	0														
計	133	90	84	0	794	597	582	0	124	73	83	0	926	678	701	75	201	127	146	12														

宮城県

対象機関	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度																	
	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局
集団指導	47	33	74	0	1,150	937	1,055	0	50	25	61	97	1,250	1,057	1,170	14	121	90	144	12														
集団的個別指導	65	86	83	△	71	82	75	△	72	55	65	△	84	86	83	△	59	85	83	△														
個別指導	13	16	14	0	8	8	7	0	21	14	30	0	43	35	43	0	39	22	43	0														
新規個別指導	0	0	0	△	0	30	12	△	46	32	72	△	39	24	54	△	36	45	10	△														
監査	7	3	2	0	3	3	2	0	1	2	0	0	0	4	0	0	0	3	0	0														
施設基準等適時調査	19	0	0	0	55	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0	71	0	0	0														
計	151	138	173	0	1,287	1,060	1,151	0	260	128	228	97	1,486	1,206	1,350	14	326	245	280	12														

秋田県

対象機関	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度																	
	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局
集団指導	0	0	0	0	597	441	512	12	1	3	20	2	650	472	558	3	49	30	76	5														
集団的個別指導	30	39	39	△	33	37	41	△	26	28	40	△	32	36	42	△	41	37	40	△														
個別指導	22	21	21	0	26	20	21	0	20	19	21	0	26	18	21	0	15	19	20	0														
新規個別指導	13	11	37	△	15	10	14	△	21	5	16	△	17	10	25	△	2	10	15	△														
監査	1	1	1	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
施設基準等適時調査	36	0	0	0	39	0	1	0	34	0	0	0	39	0	0	0	30	0	0	0														
計	102	72	98	0	712	509	589	12	103	56	97	2	764	536	646	3	137	96	151	5														

山形県

対象機関	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度																	
	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局	訪問看護	医	科	歯	科	薬	局
集団指導	0	0	10	0	843	497	513	0	18	11	41	45	724	522	564	3	52	28	89	0														
集団的個別指導	43	39	38	△	39	38	39	△	41	33	39	△	32	21	21	△	31	39	43	△														
個別指導	26	18	19	0	20	21	20	0	22	20	21	0	32	21	21	0	33	21	21	0														
新規個別指導	7	12	16	△	7	10	10	△	17	6	19	△	17	8	29	△	14	8	25	△														
監査	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0														
施設基準等適時調査	35	0	0	0	23	0	0	0	34	0	0	0	36	0	0	0	39	0	0	0														
計	111	70	83	0	932	567	582	0	132	70	120	45	841	573	635	3	169	96	178	0														

福島県

対象機関	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	医科	歯科	薬局	訪問看護	医科	歯科	薬局	訪問看護	医科	歯科	薬局	訪問看護	医科	歯科	薬局	訪問看護	医科	歯科	薬局	訪問看護
集団指導	28	19	72	0	1,033	847	840	93	23	12	31	7	1,098	940	937	10	81	47	85	12
集団の個別指導	54	75	66	△	32	0	67	△	86	59	56	△	64	73	65	△	41	71	66	△
個別指導	45	38	32	0	15	7	9	0	29	31	30	0	19	6	34	0	44	33	35	0
新規個別指導	20	16	32	△	0	0	0	△	11	4	24	△	21	9	29	△	16	7	31	△
監査	3	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0
施設基準等適時調査	70	0	0	0	28	0	0	0	62	0	0	0	64	0	0	0	64	0	0	0
計	220	148	202	0	1,109	854	917	93	212	107	142	7	1,266	1,029	1,065	10	246	160	217	12
東北計	913	611	783	6	5,686	4,030	4,457	110	936	509	757	158	6,146	4,520	5,060	111	1,262	828	1,119	47

【保険医療機関等指定状況】

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

青森県

(単位：件)

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
新規指定保険医療機関等数	19	12	38	15	10	36	27	13	21	22	12	36	30	10	48
指定更新保険医療機関等数	226	164	117	254	148	125	175	123	112	48	35	42	47	19	47

岩手県

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
新規指定保険医療機関等数	20	9	27	20	16	34	30	24	28	34	19	29	23	16	27
指定更新保険医療機関等数	186	161	92	225	156	117	167	136	92	58	28	61	56	33	63

宮城県

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
新規指定保険医療機関等数	72	37	89	41	33	49	77	43	69	72	46	51	62	38	78
指定更新保険医療機関等数	357	258	200	359	285	197	259	200	169	103	50	95	99	68	104

秋田県

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
新規指定保険医療機関等数	27	13	36	28	14	17	21	12	30	18	11	22	10	7	30
指定更新保険医療機関等数	196	112	102	187	139	116	135	86	90	41	32	39	39	18	44

山形県

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
新規指定保険医療機関等数	27	20	36	9	10	10	26	12	42	27	17	42	26	13	28
指定更新保険医療機関等数	225	134	81	222	132	91	148	88	93	84	35	49	43	26	47

福島県

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
新規指定保険医療機関等数	41	31	50	21	16	27	38	20	46	31	14	45	31	31	31
指定更新保険医療機関等数	347	238	158	332	225	191	261	184	151	93	63	68	88	42	74

【社会保険審査官】

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

健康保険法

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談対応件数	61	56	40	63	136
審査請求件数	41(6)	36(3)	36(3)	42(0)	37(9)
決定件数	38	33	36	33	34

()内は、前年度からの繰越件数分再掲

厚生年金保険法

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談対応件数	214	254	108	87	155
審査請求件数	223(44)	267(47)	277(28)	291(57)	260(86)
決定件数	176	239	220	205	223

()内は、前年度からの繰越件数分再掲

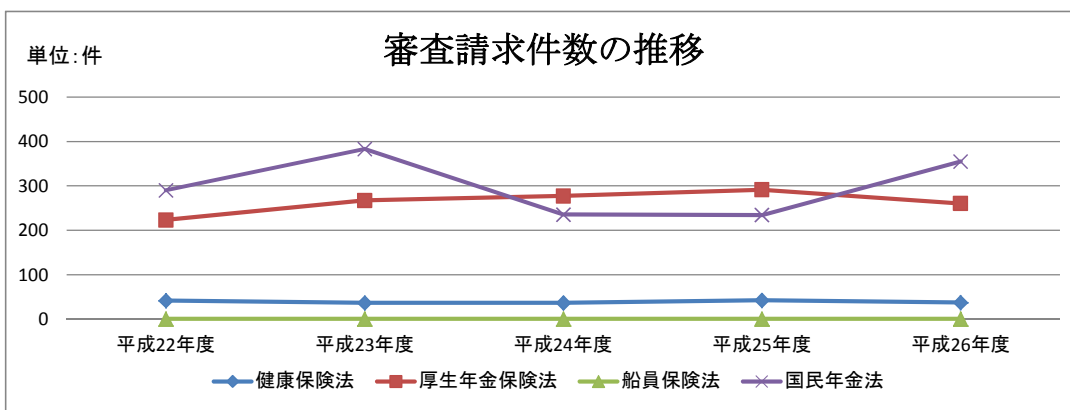
船員保険法

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談対応件数	1	0	0	0	0
審査請求件数	0	0	0	0	0
決定件数	0	0	0	0	0

国民年金法

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談対応件数	295	257	109	114	159
審査請求件数	290(31)	383(42)	235(20)	234(41)	355(45)
決定件数	248	363	194	189	306

()内は、前年度からの繰越件数分再掲



【麻薬取締部】

1 行政指導・監督

麻薬取締部は、規制薬物に関する免許又は許可の申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務、その他許認可に係る報告、届出、集計事務を行っています。

- ・許認可業務 (単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
免許関係	23	25	25	15	18
許可関係	486	509	412	313	464

2 予防教育・啓発

地域薬物乱用防止指導員研修会や県立高等学校等へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施するなど、草の根的な予防教育を通じて、「断る勇氣」の育成、「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」の精神の普及推進をしています。

- ・講師派遣実績 (単位：名)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
講師派遣人数	11	5	12	10	16
対象者	1,783	350	1,580	1,150	2,400

3 中毒者対策

昭和61年10月1日から「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置し、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行っています。

- ・相談電話 (単位：件)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
相談件数	44	33	41	28	49

4 不正大麻・けし対策

麻薬取締部では、不正栽培事案について厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

- ・けし、大麻抜去数 (単位：株)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
けし	4万2千	1万6千	4万2千	5万2千	2万5千
大麻	20万	11万7千	50万	34万3千	22万9千